

後発医薬品のある先発医薬品の選定療養について

令和6年10月1日から導入される制度として、患者様の希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を、選定療養（特別料金）として患者様にご負担いただく仕組みが始まります。

長期収載品とは後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のことです。

【対象となる医薬品】

- ・外来患者様の院内処方・院外処方
- ・後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品
- ・後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- ・医師が医療上の必要性があると判断し、長期収載品を処方した場合
- ・在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

【自己負担額について】

- ・長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1及び別途消費税が課税されます。

※詳細につきましては厚生労働省ホームページの後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養についてご確認ください